

2014年（平成26年）12月15日

建設業者の皆様へ

福 山 市  
（建設局建設管理部契約課）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（依頼）

本市の建設行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等については、従来からその対応をお願いしているところです。今後、資金需要の増大が予想される冬期には、下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。

加えて、本年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が全面改正され、より一層の法令遵守の徹底が求められております。

国においても、「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設、「建設業取引適正化センター」の設置等、元請下請関係の適正化の推進に努め、平成24年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組んでいるところです。加えて、平成25年度公共工事設計労務単価の大幅な上昇を踏まえ、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」の開設、建設業における労働災害が増加傾向にあることから、施工管理のより一層の徹底を図るため、本年10月30日には「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めているところです。

これらの趣旨をご理解いただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。